

刑法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する等の法律案要綱

## 第一 刑法の一部改正

人を偽計、威力その他不正の方法により自己の心理的な支配の下に置き、又は人が偽計、威力その他不正の方法により第三者の心理的な支配の下に置かれていることに乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の拘禁刑に処すること。

(第二百四十九条の二関係)

## 第二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

刑法第二百四十九条の二（心理的支配利用）の罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処すること。

(第三条第一項第十五号関係)

## 第三 法人の法令違反行為に対する適確な権限行使

会社、宗教法人その他の法人の活動として法令に違反する行為が行われた場合においては、当該法人に

よるその後の法令に違反する行為を確実に防止する観点から、行われた行為に係る態様、結果その他の事情を踏まえ、会社法、宗教法人法その他の関係法律の規定による行政庁の当該法人に係る権限が適確に行使されるものとする。

(改正法第三条関係)

#### 第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。ただし、第三は、公布の日から施行すること。

(改正法附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。